

第3回 港湾・空港工事のあり方検討会 議 事 概 要

日 時：令和3年6月28日（月） 15：00～17：00

場 所：（一財）港湾空港総合技術センター 2階会議室 および Web 会議

1. 主な議事

○事務局より、第2回あり方検討会及びワーキンググループにおける議論を踏まえて作成したガイドライン案の説明をした後、委員による意見交換を行った。

2. 主な意見

【発注者が想定する施工条件等の明示方法について】

- 条件明示の方法として、チェックリストを活用することについては異存ない。このような形で条件明示がされることは、受発注者双方にメリットがある。
- 港湾・空港工事は多様な工事があるので、チェックリストの内容については十分吟味して、発注者が作り易くかつ応札者が理解しやすいものとなるようにする。
- 契約前における概略工程表の開示は、受注希望者にとって、発注者が想定する工程に対する理解を深める効果や、入札にあたっての工程上のリスク想定が容易になるというメリットがある。特に複雑な工事についてはその効果が高いため、試行工事を積極的に進め、改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が建設業に適用される令和6年4月には概略工程表の開示を標準化することが望まれる。
- 契約後に発注者が開示する工事工程表は、契約後速やかに行い、第1回品質確保調整会議に向けて受注者が下請けの工事工程を含む全体工程表の提示を行いやすくするとともに、品質確保調整会議の実質化を促す。更に、品質確保調整会議は必要に応じて開催するものであり、変更等の必要がある場合には受発注者間で協議を行う。
- 概略工程表の例示については、実際の工事を踏まえて整理した方が理解しやすい。試行工事の実施にあたってはその点について留意する必要がある。

【休日確保の考え方について】

- 港湾・空港工事は利用者との調整によって供用時期を延伸することが出来ないものもあり、工期に間に合わせるために閉所による所要の休日確保が困難な場合もある。受注者としては、必要であれば24時間体制を組んででも対応するが、建設工事従事者個人ベースでは4週8休や時間外労働の上限規制を遵守できるよう、発注者としても、休日確保評価型試行工事（工期指定）の対象工事を拡大し、必要となる経費について契約変更の対象とするなどの制度面での積極的な支援が必要である。
- 4週8休が確保出来なかった工事について、原因の分析が重要である。確保出来

なかった原因としては、当初の工期設定の考え方自体に問題があったもの、異常な荒天の継続等の不可抗力等様々な理由が想定されるが、受注者の責めに帰すべき理由によるもの以外の理由で休日確保が出来なかった工事については、その理由を調査・分析し、その結果を踏まえて必要に応じてガイドラインを改定して適正な工期設定を促すというサイクルを作り出す必要がある。

- 過去の港湾・空港工事における休日の確保状況のデータでは、4週8休が確保できなかった工事が約33パーセントあり、発注段階で適正な工期が確保できていなかったケースが含まれている可能性がある。今回定めるガイドラインに則って工期を設定すれば適正な工期が確保できるように、ガイドラインの内容を吟味する必要がある。
- 現状において、約33パーセントの工事で4週8休の休日確保ができていないのは、建設業が改正労働基準法の適用外であるから許容されているだけで、時間外労働も含め令和6年度からは許されないことになる。それまで2年余りあるものの、現場の意識を変えてゆく必要がある。
- 工事の遅れの原因として、工事の段取りに問題がある等受注者の責に帰する場合がありますが、その場合に工程を取り戻そうとして労働基準法違反になるケースも考えられる。そのようなことが起きないように担保を検討しておく必要がある。

【その他ガイドライン（案）の記載内容について】

- 「工期の設定において受注者が留意すべき事項」や、「受発注者間の工期の設定」等、受注者も何らかの役割があるような表現になっているが、工期設定における受注者の具体的な役割が分かりにくいいため、改めて整理する必要がある。
- 休日確保評価型試行工事（工期指定）における、建設工事従事者の休日確保状況の確認方法について、閉所による休日確保状況の確認より煩雑になることが想定される。このため、効率性及び実効性を有する具体的な把握方法を受発注者間で検討する必要がある。
- ガイドラインの策定により、適正な工期設定がなされたとしても、異常な荒天の継続等の不可抗力により4週8休が達成できないことも想定される。このため、そのような場合には契約変更等、他の方法により措置する旨をガイドラインに記載する必要がある。
- ガイドライン(案)14ページ26行目から記載されている労働時間の把握について、労働基準法を踏まえた対応が求められ、受注者が基本的に行うことになるが、発注者の関与について考え方を整理しておく必要がある。